

新人委第 743号

令和3年2月26日

各任命権者様

新潟市人事委員会

委員長 児玉 武雄

60歳に達した日後における最初の4月1日以降に臨時的任用された職員の号俸の決定の特例について（通知）

このことについて、令和3年4月1日以降、下記のとおり実施する場合は、新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号。以下「規則」という。）第42条の規定に基づき、あらかじめ人事委員会の承認があったものとして取り扱うこととしたので通知します。

#### 記

60歳に達した日後の最初の4月1日以後に臨時的任用された職員のうち、次の各号に掲げる職員の号俸は、規則第11条及び第13条から第16条までの規定にかかわらず、当該各号に定める号俸とする。ただし、当該号俸が規則第11条及び第13条から第16条までの規定によるその者の号俸を超える場合は、この限りでない。

- (1) 教育職俸給表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が1級である職員 1級73号俸
- (2) 教育職俸給表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が1級である職員 1級73号俸